方法による提供をした上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

七　［略］

（取締役等の兼職の認可の申請等）

第十四条の二　保険会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

［一～四　略］

五　当該他の会社の定款、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六　［略］

2　［略］

3　第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）をもって行うことができる。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～四十三　略］

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第十四条の八　次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

［一～四　略］

法による提供を含む。）した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置（当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法により提供する場合にあっては当該保険契約者から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置）が明確に定められていること。

七　［同上］

（取締役等の兼職の認可の申請等）

第十四条の二　保険会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

［一～四　同上］

五　当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～四十三　同上］

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第十四条の八　次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

［一～四　同上］